

# 狩猟期間延長検討に係る「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」を活用したモデル地域設定及び各種検証、評価について (案)

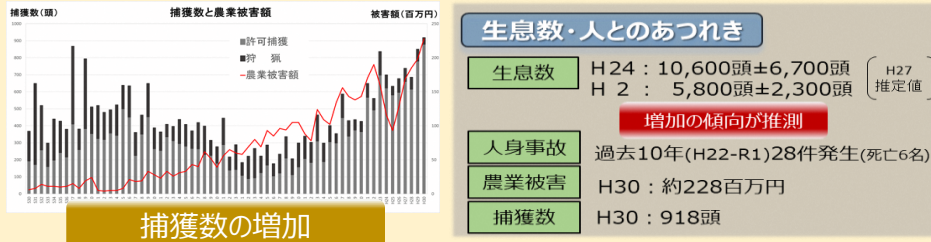
資料2-1-1



**目的** 「北海道ヒグマ管理計画」に記載されているとおり、地域個体群の捕獲上限数に余裕のある地域において、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定するため、「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」事業のスキームを活用し、狩猟期間延長に向けた各種検証・評価を行う。

## 現状

- 春グマ駆除廃止以降、捕獲圧を緩めたことが原因と考えられる、人への警戒心が希薄で、人を恐れないヒグマが出現。
- 昨今、札幌市街地周辺でヒグマの出没が多発するとともに、野幌森林公園、島牧村など、道内各地においてこれまでにない形態での出没や被害が多発。
- 正確なヒグマ個体数や生息動向が不明な中、ヒグマ捕獲数は年々増加。



## 課題

- 鳥獣保護管理法での対応が困難な市街地周辺等におけるヒグマ出没時の対応に苦慮。
- ヒグマ捕獲数は年々増加しているにもかかわらず、正確なヒグマ生息数推計が困難という理由で、効果的な対策をとりにくい。

## 課題解決に向けた方向性

- 比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定することでヒグマに人を警戒することを学習させ、市街地や人里への出没を抑制
- まずは、「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」のスキームを利用し、モデル地域を設定、その中で各種検証、検討を実施。
- 上記を踏まえた上で狩猟期間の延長を実施する。

## 具体的な対応

**モデル地域設定** **地域個体群「①渡島半島」**  
**地域区分「1 渡島半島」の全ブロック**

- 渡島半島地域はヒグマ対策の先進地（研究者、市町村、ハンター及び各種知見（ヘアトラップ調査により比較的正確な生息数を把握）の蓄積等）
- 地域個体群別のメス捕獲数の状況から許容捕獲数が多い。（上限400頭に対し捕獲は133頭（R2.1.14現在））

**実施内容** **①期間延長 ②親子連れ**

- ① 対象地域における育成捕獲実施期間延長の段階的实施
- ② 捕獲上限頭数が設定されている中で、「親子連れ」捕獲を限定的に実施

**検証**

- 上記実施後、出没（行動）への影響について検証開始
- 対象地域におけるヒグマ捕獲頭数の変化について検証開始
- 狩猟期間延長に向けた適切な管理手法等の検証

【実施期間】 = 3年 (+1年) ←実施地域拡大試行  
R2年度（実施内容検討）→ R3年度（関係機関調整 → 要領作成 → R4実施：R4.2.~5月）→ R4年度（R4実施内容検証 → R5実施へ反映 → R5実施：R5.2~5月）  
→ R5年度（R5実施内容検証 → R6実施へ反映 → R6実施：R6.2~5月）  
※R6年度（R7.2 月上旬～モデル地域を拡大し試行）

**狩猟期間延長検討へ** **モデル地域検証内容等を反映**

- R6年10月 狩猟期間延長に向けた論点整理、検証及び検討（第1回検討会）
- R6年10月～狩猟期間延長素案作成  
（R7年2月～5月モデル地域を拡大し試行）
- R7年3月 第2回検討会（狩猟期間延長素案検討）
- R7年4月～ 狩猟期間延長実施に向けた各種調整（審議会等）

**R8年2月以降 狩猟期間延長実施**

## 狩猟期間延長検討に係る「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」を活用した

### モデル地域設定及び各種検証、評価について（概要案）

#### 1. 目的

北海道ヒグマ管理計画では、「地域個体群の捕獲上限頭数に余裕のある地域において、比較的 safely 捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定」することを目指すとしている。その前段として、現在、ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的として実施している「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」を活用し、モデル地域を設定し、各種検証・評価を行い、狩猟期間見直しの検討を進める。

#### 2. 経緯

道では、平成元年度に春グマ駆除を廃止して以降、保護に重心を置いた施策を実施してきた。しかし、捕獲圧を緩めたことが原因と考えられる、人への警戒心が希薄で、人を恐れないヒグマが出没するようになり、最近では札幌市街地周辺に出没が多数見られるほか、野幌森林公園、島牧村など道内各地において、これまでにない出没や被害が多発するなど、人とのあつれきがより深刻化し、社会問題ともなっている。このような問題個体の発生を抑制する方策の1つとして、ヒグマに人を警戒することを学習させるため、比較的 safely 捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定することで、市街地や人里への出没を抑制でき、人とヒグマのあつれきを軽減できる可能性がある。このため、許可捕獲により残雪期の捕獲にかかるモデル地域を設定し、各種検証や評価を行い、狩猟期間の見直しに向けた検討を実施する。

#### 3. モデル地域での特別育成捕獲事業（案）について

##### <方針>

##### ■ 目的

市街地や人里への出没を抑制しヒグマのあつれきを軽減するために技術者育成捕獲の枠組みの中でモデル地域を設定、各種検証等を通じて、狩猟期間の見直し（延長）に向けた方策を検討する。

##### ■ 実施期間の考え

モデル事業を3年間（+1年）実施し、令和8年2月から本格的に狩猟期間を変更。  
（現在の道内狩猟期間：10月1日～1月31日）※エゾシカは除く

- ・（事前確認）令和3年2月上旬～5月上旬
- ・令和4年～令和6年（1～3年目） 2月上旬～5月中旬
- ・令和7年（4年目） 2月上旬～5月中旬 ※（令和6年度～7年度）※地域拡大試行



<令和8年2月以降 狩猟期間延長実施>

##### ■ 地域の選定方法

地域個体群の上限捕獲頭数に対し、捕獲達成割合の低い地域

- ①渡島半島 ②道東・宗谷 ③日高・夕張

特に渡島半島地域は、ヒグマ対策の先進地（研究者、市町村、ハンター、各種知見の蓄積量等）であるとともに、過去にヘア・トラップ調査も実施されており、比較的正確な生息数を把握されていることから、令和4年は渡島半島地域で実施する。

令和4年（1年目）実施モデル地域  
地域個体群「①渡島半島」、地域区分「1 渡島半島」の全ブロック

## ■ 実施方法

現行の技術者育成捕獲を基本とし、モデル地域では、親子グマ捕獲禁止条件を外す。

→親子連れ捕獲等をモデル地域で限定的に実施することにより、短期的な出没への影響確認をはじめ、中長期での検証・評価に向けた端緒とすること、さらには狩猟者等の適切な管理、その他狩猟期間延長に係る制度設計を想定した各種検証等を行う。

## ■ 課題

将来的に狩猟期間延長を実施した場合、狩猟者による十分な活用が図られるのかどうかを多角的に検証する必要がある。

鳥獣保護管理法上、狩猟期間延長に合わせて、穴狩り禁止や親子グマ捕獲禁止の条件を付すことは困難であり、あくまでも狩猟者の努力義務にとどまるため、条件を付さない場合の効果等についても検証を行う必要もある。

(現在の育成捕獲との相違点)

	通常の育成捕獲事業	令和4年モデル地域の育成捕獲事業
期 間	3月上旬～5月上旬頃 ※R3年事業は2月上旬から開始する。	2月上旬～5月上旬頃
許 可 条 件 (法第9条第5)	穴狩りは行わないこと 捕獲数が上限に達し、捕獲中止勧告を受けた場合は捕獲を中止すること	穴狩りは行わないこと 捕獲数が上限に達し、捕獲中止勧告を受けた場合は捕獲を中止すること
指 導 事 項	親子連れの捕獲は行わないように努めること 複数で出勤し、熟練者と経験の浅い者が含まれるように努めること 事前に入林承認等の手続等を行うこと 事故の防止に万全を期すこと	(削除) 複数で出勤し、熟練者と経験の浅い者が含まれるように努めること 事前に入林承認等の手続等を行うこと 事故の防止に万全を期すこと
その他	—	・親子連れを捕獲した場合は、捕獲個体、子熊の写真を(可能な限り)提出すること。また、子熊の頭数、捕獲時の状況等を報告すること。

## 4. 狩猟期間延長に向けたロードマップ

(R4年実施)

- ・R3年5月上旬～実施意向調査、育成捕獲実施要領等作成(モデル地域要領等改正へ)

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
管理計画	現行計画(～R4.3.31)		次期計画(R4.4.1～R9.3.31)			
狩猟期間 検討延長 検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育成捕獲におけるモデル事業検討</li> <li>・通常育成捕獲事業実施</li> </ul> ※R3年事業は2月上旬から開始する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関調整</li> <li>・実施要領等作成</li> </ul> ・R4.2月上旬～モデル地域内実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4モデル事業検証、検討</li> <li>・R5に向け変更調整等</li> </ul> ・R5.2月上旬～モデル地域内実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5モデル事業検証、検討</li> <li>・R6に向け変更調整等</li> </ul> ・R6.2月上旬～モデル地域内実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟期間延長に向けた論点整理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R6モデル事業検証、検討、総括</li> <li>・狩猟期間延長に向けた論点整理等</li> <li>・狩猟期間延長事務手続き</li> </ul> ・R7.2月上旬～モデル地域を拡大実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R7モデル事業検証、検討、総括、一部反映</li> <li>・狩猟期間延長事務手続き</li> </ul> ※令和7年度狩猟期からスタートを目指す方向(R8.2～)



捕獲数

年度	S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45
許可捕獲	193	172	258	160	198	242	216	410	260	383	354	325	319	357	344	500
狩 獵	175	477	261	138	242	185	164	458	121	411	157	194	160	137	179	138

S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62
451	225	351	453	265	255	335	312	295	280	267	264	231	226	180	289	139
184	136	112	196	123	109	74	84	142	128	103	155	167	89	97	156	78

S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
143	108	89	94	124	169	105	122	210	112	158	207	184	310	189	306	299
146	76	132	173	98	118	72	111	126	94	141	132	119	154	109	95	55

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
447	339	375	365	567	493	698	622	581	596	660	615	780	879
140	91	61	61	82	68	138	77	51	81	78	70	70	39

表1 各地域及びブロックの上限捕獲頭数 (R2)

地域個体群	地域区分	上限頭数		ブロック	上限頭数		構成市町村
		メス	オス		メス	オス	
Ⅰ 渡島半島	1 渡島半島	12	36	後志南部	4	12	島牧村、寿都町、黒松内町
				北檜山	4	12	今金町、せたな町
				南檜山	4	12	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町
				北渡島	4	12	八雲町、長万部町
				渡島南西部	4	12	松前町、福島町、知内町、木古内町
				渡島南東部	4	12	函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町
Ⅱ 積丹・恵庭	2 積丹恵庭	3	9	積丹恵庭A	2	6	小樽市、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
				積丹恵庭B	1	3	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市
				積丹恵庭C	1	3	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町
Ⅲ 天塩・増毛	3 増毛山塊	2	6	増毛山塊A	1	3	月形町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、北竜町、増毛町
				増毛山塊B	2	6	石狩市、当別町、新篠津村
	4 天塩山地	1	3	天塩山地A	1	3	幌加内町、中川町
				天塩山地B	1	3	深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町
				天塩山地C	1	3	留萌市、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
Ⅳ 道東・宗谷	5 宗谷丘陵	1	3		1	3	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町
	6 北見山地	12	36	北見山地A	4	12	枝幸町
				北見山地B	4	12	興部町、西興部村、雄武町
				北見山地C	4	12	紋別市、滝上町
				北見山地D	4	12	士別市、鷹栖町、和寒町、剣淵町
				北見山地E	4	12	名寄市、比布町、愛別町、下川町、美深町、音威子府村
	7 大雪山系	10	30	大雪山系A	4	12	北見市、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町
				大雪山系B	3	9	足寄町、陸別町
				大雪山系C	3	9	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町
				大雪山系D	2	6	上富良野町、中富良野町、南富良野町
				大雪山系E	3	9	旭川市、富良野市、東神楽町、当麻町、上川町、東川町、美瑛町
	8 阿寒白糠	3	9	阿寒白糠A	1	3	網走市、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、大空町
				阿寒白糠B	2	6	釧路市、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
				阿寒白糠C	1	3	池田町、本別町、浦幌町
9 知床半島	2	6		2	6	斜里町、清里町、中標津町、標津町、羅臼町	
10 根釧台地	1	3	根釧台地A	1	3	根室市、別海町	
			根釧台地B	1	3	釧路町、厚岸町、浜中町	
Ⅴ 日高・夕張	11 日高山系	10	30	日高山系A	3	9	帯広市、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町
				日高山系B	3	9	大樹町、広尾町、豊頃町
				日高山系C	2	6	浦河町、様似町、えりも町
				日高山系D	3	9	新冠町、新ひだか町
				日高山系E	3	9	占冠村、日高町、平取町
	12 夕張山地	3	9	夕張山地A	2	6	美唄市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町
				夕張山地B	2	6	夕張市、岩見沢市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町
				夕張山地C	2	6	厚真町、安平町、むかわ町

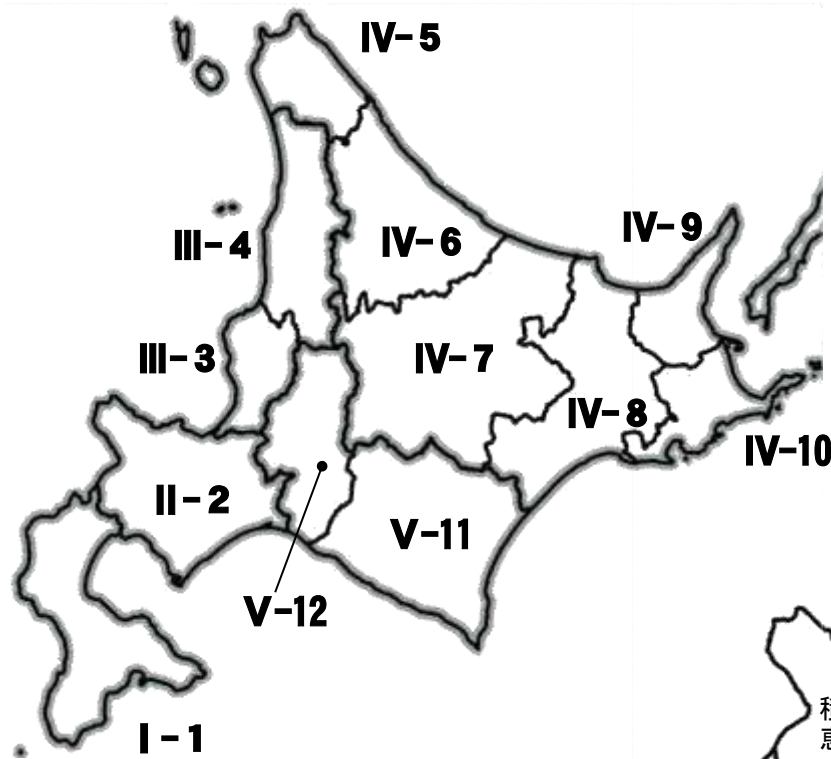


図1 地域個体群と地域区分



図2 ブロック

## 検討会議議題別発言概要シート

検討会名	令和元年度第 1 回ヒグマ保護管理検討会	開催日	令和元年 10 月 23 日 (木)
議題番号	議題 2 (1)	議題名称	北海道ヒグマ管理計画について・狩猟期間の見直しについて

発言者	発言概要
梶構成員 (座長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 2 年には春グマ駆除を廃止したが、その後の捕獲数の推移から現在は個体数を減らそうとしているレベルに回帰。その一方で、現在は「減らさない」という政策。</li> <li>次期計画では個体数調整に踏み込まざるを得ない。</li> <li>生息数がわからなく、なおかつ「減らさない」という方針で捕獲上限を決めている中で、さらに狩猟で捕獲するということは整合性がとれない。</li> <li>市街地に入ってきたヒグマは捕らざるを得ない。これはどのような個体群であっても、住民の生命、財産を守ることが市町村に課せられた役割であり、それを支えるのが北海道の役割であるから。</li> <li>積丹・恵庭、天塩・増毛以外で先行すべき。指標そのものが曖昧な中で、検証自体をあまり厳密に行うのはいかなものか。</li> <li>捕獲数水準は、単年度の増減についてはあまり意味がないが、長期的な捕獲数動向は個体数の動向を反映。これを何年レベルで見るかは議論になる。</li> <li>次期計画を新しく立てた時からスタートでは遅い。現計画の中の変更でやれるものを先取りして検討すべき。</li> <li>現行計画の中での狩猟期間の変更は既に計画の中に書き込まれているので、それに沿ってやる。</li> <li>積丹・恵庭と天塩・増毛については、国のレッドデータリストに挙がっていることと上限が厳しいので狩猟は使えない。それ以外は、狩猟期間の見直しで対応できる。</li> <li>絶滅の恐れがある地域個体群は、有害駆除や技術者育成というオプションで整理。</li> </ul>
佐藤構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも現行計画の中に狩猟期間の見直しが入っているのは、道内で多発するあつれきをどう管理するのかという視点から出発。</li> <li>現在多くの地域で箱わなによる駆除が行われているが、行動改善にはつながらない。</li> <li>問題個体除去プラス潜在的なあつれきを起こす個体発生を抑制する意味で春の狩猟を行うことは有効な流れ。</li> <li>今の捕獲上限の中で、渡島半島や日高、道東、宗谷のように捕獲上限までにゆとりある地域で春期狩猟を実行し、問題個体数の抑制につながる効果があるかどうかを試行的に検討する価値は十分にある。</li> <li>一方で、札幌圏や積丹・恵庭の市街地に近いところで、個体数上限を定めている中に狩猟を持ち込むのは疑問。</li> <li>それは次期計画で新たな個体数推定値が出て、個体群の位置づけを変えた後のこと。現行計画内でも技術者育成捕獲の中で春期捕獲は実行可能であり、まずは具体的に札幌圏でできるかどうかの話を進めるべき (R2 札幌市実施済み)。</li> <li>人材育成捕獲に参加する中で、最近は雪が少なく入れる次期が極めて短い。</li> <li>人里近くの個体を排除したいところ、4 月半ば以降は奥山にしか雪がなく、奥山で実施しなければならないという本末転倒な事が発生。</li> </ul>
山中構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟期間を春期に持って行くべき (今までもこの会議で何度も議題として上がり、大きな反対なし)。</li> <li>人口密集地域に高密度のヒグマ個体群が存在。人口密集地隣接部山域は数を減らすべき。</li> <li>奥山で積極的に捕獲するのは疑問。地域的なコントロールができるかどうかは課題。</li> <li>狩猟期間の見直しはよいこと。一方で、適切な地域に適切な狩猟圧をかけるような仕組みができるかどうか重要。</li> </ul>

早稲田研究員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山中構成員の意見に総論賛成。許可捕獲の延長の中で適切に制約をかけながら、狙った場所、狙った個体を捕獲できるような仕組みの検討を要望。</li> </ul>
間野構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟の考え方は、あくまでも資源として持続的に収穫すると言うことで、人間に対する危機効果が薄い個体や用心深くない個体は捕獲できるが、人間がヒグマを繰り返し追い回すことにより、結果として人間を忌避する個体を生み出す頻度が副次的に高められるが、狩猟の本旨、持続的な資源として捕獲するモチベーションがなければ狩猟者もヒグマを狩猟対象としない可能性がある。</li> <li>・札幌を含めた積丹・恵庭地域のような現時点で上限頭数に達した余裕のない地域での狩猟は少なくとも今計画中にはありえない。</li> <li>・積丹・恵庭、天塩・増毛は環境省レッドデータブックにも記載される個体群であり、正確な生息数の推定がないのに個体群調整を積極的に行うことは社会的説明が困難。</li> <li>・この地域での生息数推定を何らかのかたちで行い、整理する必要。ただし、札幌市周辺のような市街地で春期に狩猟を行うのは難しい問題もあるので、別の管理方策として計画的な捕獲を視野に入れて検討すべき。</li> </ul>
釣賀構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の個体群の分類が適切かどうか、しっかりと議論した上で判断することも必要。</li> <li>・春期に狩猟を始める前にモニタリングをしっかりと行っておく必要がある。そして、地域個体群を存続させることを担保する観点からその効果検証も必要。</li> </ul>

### まとめと方向性

- 現在多くの地域で箱わなによる駆除が行われているが、行動改善にはつながらない。  
→狩猟期間延長により、ヒグマ追い回し等頻度向上による学習効果を検証。
- 問題個体除去プラス潜在的なあつれきを起こす個体発生を抑制する意味で春の狩猟は有効。  
→狩猟期間延長に向けた具体的な対応策を検討する。
- 渡島半島や日高、道東、宗谷のようにまだ捕獲上限までにゆとりある地域で春期狩猟を実行し、問題個体数の抑制につながる効果があるかどうかを確かめることは価値がある。  
→狩猟期間延長に向けた事前試行を検討。
- 札幌圏や積丹・恵庭の市街地近隣で、個体数上限を定めている中に狩猟を持ち込むのは疑問。  
→当面は、積丹・恵庭、天塩・増毛を除外して検討。
- 人材育成捕獲に参加する中で、最近では雪が少なく入れる時期が極めて短い。人里近くの個体を排除したいが、4月半ば以降は奥山で実施という状況。  
→実施期間について事前試行を検討。
- 捕獲数水準は、単年度の増減はあまり意味がないが、長期的な捕獲数動向は個体数の動向を反映しているので、これを何年レベルでみるか。  
→狩猟期間延長に向けた事前試行段階では短期的な変動も把握、狩猟期間延長後の動向についてもモニタリング内容等について検討。
- 現行計画の中での狩猟期間の変更は既に計画の中に書き込まれているので、それに沿ってやるが、積丹・恵庭と天塩・増毛については、国のレッドデータリストに挙がっていることと上限が厳しいので狩猟のオプションは使えない。絶滅の恐れがあるとされる個体群については、狩猟以外の有害駆除や技術者育成で整理。  
→狩猟期間延長と育成捕獲等の整合性等について整理検討。